

旭川医科大学教育センター臨床実習部門細則

(令和6年11月13日教育センター運営会議決定)

(趣旨)

第1条 この細則は、旭川医科大学教育センター規程（平成18年旭医大達第95号）第5条第2項の規定に基づき、臨床実習部門（以下「部門」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 部門は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 臨床実習の実施に係る計画及び運営に関すること。
- (2) 臨床実習に必要な施設及び設備に関すること。
- (3) 臨床実習指針の作成に関すること。
- (4) 臨床実習における各種インシデントに関すること。
- (5) 臨床実習の成績評価に関すること。
- (6) その他臨床実習の円滑な実施に関すること。

(組織)

第3条 部門は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育センターの専任教授
- (2) 地域共生医育センター長
- (3) 臨床医学講座の教授又は准教授 5人
- (4) その他部門長が必要と認めた者 若干人

2 前項第3号及び第4号の部門員は、教育センター運営会議の議を経て学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号及び第4号の部門員の任期は2年とする。ただし、補欠の部門員及び追加の部門員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 前項の部門員は、再任されることができる。

(部門長)

第5条 部門に部門長を置き、第3条第1項第3号の部門員のうちから教育センター運営会議議長が指名した部門員をもって充てる。

2 部門長は、部門会議を招集し、その議長となる。

3 部門長に事故があるときは、あらかじめ部門長が指名した部門員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 部門会議は、部門員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

2 部門会議の議事は、出席部門員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部門員以外の者の出席)

第7条 部門会議が必要と認めたときは、部門会議に部門員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 部門会議の庶務は、学生支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、部門会議の運営に関し必要な事項は、部門長が別に定める。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

【改正理由】

教育に関するマネジメント体制の見直しに伴い、教育センターに置かれる各部門の細則を制定するものである。